

特記仕様書

第1章 総則

第1条 この特記仕様書は下記業務委託に適用する。

委託名 : 社会道維委託第3号 島津橋地質調査業務委託

委託場所名 : いちき串木野市 薩摩山 地内

第2条 本特記仕様書において、甲とは委託者をいい、乙とは受託者をいう。

第3条 受託者の義務

1. 島津橋橋梁架替事業に際し、地盤の地質状況等を把握することを目的とする。
2. 本調査に関して知り得た知識は、監督員の承認なくして第三者に漏らしてはならない。
3. 成果品はすべて甲の所有とし、甲の許可を受けないで、他に公表、貸与または使用してはならない。
4. 委託時に提示された調査資料は、業務終了後提出書類とともに、これを返還すること。

第2章 履行

第4条 本業務を履行するにあたり本特記仕様書に従うほか、次にあげる基準等に準拠するものとする。

- 1 鹿児島県設計業務等共通仕様書
- 2 鹿児島県測量・調査業務等共通仕様書
- 3 その他の指針、便覧及び要領

本作業の履行にあたり、本市の意図及び目的を十分理解した上で経験ある技術者を定め、かつ、適正な人員を配置し、正確、丁寧、迅速にこれを実施するように努めなければならない。

第5条 作業の指示及び監督

1. 本業務委託人（以下「乙」という。）は、作業を実施するにあたり当該契約に基づき、本市が定める監督員（以下「甲」という。）と常に密接に連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
2. 乙は業務の各段階に着手するときは、当該段階の方針について甲の承認を受けなければならない。
3. 乙は本業務実施上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、並びに仕様書に明記していない事項については、甲と前もって協議し、その指示に従って作業を実施するものとする。
4. 乙は、業務に関して知り得た知識を甲の承諾なくして第三者に漏らしてはならない。

第4章 業務内容・その他

第6条 地質試験

- 1) 受託者は、調査を実施するため、国・公有または私有の土地に立ち入る場合は、あらかじめ監督職員に報告するとともに、受託者の責任において関係者と緊密かつ十分なる協調を保ち円滑な測量の進捗をきさなければならない。また、関係法令に規定する身分証明書を常に携帯し、関係人の請求があった場合はこれを提示しなければならない。
- 2) 受託者は、調査を実施するため、宅地または垣根・柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難な場合は、占有者に迷惑を及ぼさないように十分注意して立ちいるものとしこの場合においても遅滞なくその旨を占有者に通知しなければならない。
- 5) 受託者は、調査の実施のため、植物・垣根・柵等の伐採もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者の承諾を得て行うものとする。

第7条 作業内容及び成果品

- | | | | |
|--------------|-----|-----------|----|
| 1) 調査ボーリング | 3箇所 | | |
| 2) 標準貫入試験 | | 報告書及び添付図面 | 1部 |
| 3) 資料取りまとめ | | 報告書及び添付図面 | 1部 |
| 4) 断面図作成 | | 報告書及び添付図面 | 1部 |
| 5) 総合解析とりまとめ | | 報告書及び添付図面 | 1部 |

第8条 成果品のサイズは、下記のとおりとすること。

検討書・計算書等

A4版

第9条 成果品提出場所

本成果品の提出場所は、いちき串木野市都市建設課（市来庁舎2F）とする。

第10条 業務実績データ作成・登録

委託金額100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRRIS）に基づき業務実績情報として「業務実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後速やかに登録するものとする。

登録機関から「登録完了のお知らせ」として、「登録内容確認書」が発行された後、乙はその写しを監督職員に速やかに提出しなければならない。

また、登録の期限は次のとおりとする。

時期	登録期限
受注時	契約締結後 10日以内
変更時	変更のあった日から 10日以内 ※ただし、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は変更の提出を省略できる。
完了時	業務完了後 10日以内

第 11 条 地下埋設物

測量時に地下埋設物の調査を行い、埋設物が有る場合は横断面図に図示する。
このとき、図面には何の埋設物かを図示すること。

第 12 条 打ち合わせ書の提出

打ち合わせ書を提出する際は別添の第 3 号様式を鏡として添付すること。

